○関東地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百八十四号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三十二号線
三　事業施行期間　自平成十九年八月十六日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第二百八十四号東京都市計画道路事業補助線街路第二百七十七号線
三　事業施行期間　自平成二十三年六月十日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第三百六十九号西東京都市計画道路事業三・四・九号保谷東村山線
三　事業施行期間　自平成二十三年九月二十八日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百一号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十八号線
三　事業施行期間　自平成二十三年十月二十四日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十三号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三十五号線及び幹線街路放射第三十六号線
三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十五号三鷹都市計画道路事業三・四・七号三鷹国分寺線
三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十四号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日　関東地方整備局長　泊　宏